

## 第1号様式（第3関係）

### 第1回豊山町障害者福祉審議会議事録

1 開催日時 平成22年8月25日（水）午後3時15分～4時00分

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室4

3 出席者

(1) 委員

（会長）池山武志、（会長代理）高栞利明、千野幸男、鈴木富雄、安藤一美、丹羽孝旨、川野由美子、祖父江元宏、熊沢洋子（欠席：大口利恵子）

(2) 事務局

生活福祉部長 近藤鎮彦、福祉・少子係主査 安藤佳介、福祉・少子係主任 四浦かおり

4 議題

(1) 障害者福祉審議会の条例について

(2) 障害者福祉計画に係る平成21年度状況報告について

(3) その他

5 会議資料

資料：豊山町障害者福祉審議会条例（資料1）

豊山町障害者計画（障害者基本法第9条）・豊山町障害者福祉計画（障害者自立支援法第88条）平成21年度における取り組み進捗状況（資料2）

6 議事内容

事務局:ただ今より、平成22年度第1回障害者福祉審議会を開会いたします。

私は事務局を担当しております、福祉・少子係の安藤です。本日この障害福祉審議会の会長が決まるまでの間の司会進行をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

本日は委員の手話通訳者の方に出席をしていただいております。会議の発言においても、手話通訳者を介して行っていただくことをご了承願います。

事務局：ここで、委嘱状交付式に出席していませんでした事務局員の自己紹介をします。

事務局：それでは、次第2の会長の選出に入ります。

障害者福祉審議会条例第5条第1項で会長は、委員の互選で決めることとなっております。どのような方法で決めさせていただくかご意見ありますでしょうか。

委員：経験豊富な社会福祉協議会代表の池山武志委員を会長として推薦したいと思います。

事務局：ただ今、委員から池山武志委員に会長就任の推薦がありました、異議ありませんでしょうか。

事務局：異議なしの声をいただきましたので、今一度、皆様の拍手で池山さんを会長として承認していただけますでしょうか。ありがとうございます。それでは、障害福祉審議会の会長を池山武志さんをお願いします。それでは、会長になりました池山さんから一言ご挨拶をいただきます。

会長：何分にも不慣れではございますが、よろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございます。次に次第3の会長代理の指名について、審議会条例第5条第3項により、会長の指名により選出することとなっておりますので、会長より指名をお願いします。

会長：誠に僭越ではありますが、民生委員協議会代表の高栞利明さんをお願いします。

事務局：ただいま、池山会長から会長代理として、民生委員協議会代表の高栞利明委員のご指名がありました。高栞委員、ご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。では、会長代理になりました、高栞委員からご挨拶をいただきます。

委員：何分にもいきとどきませんが、よろしく願いします。

事務局：ありがとうございました。議題に入ります前に、本日の審議会にお配りしました、資料のご確認をさせていただきます。

～資料の確認～

資料の漏れはございませんでしょうか。ございましたら、お申し出てください。議題に入る前に審議会等の議事録についてお話をさせていただきます。町では、情報公開の一環として、平成20年10月から町民の皆様へ委員として参加していただく審議会や委員会等の議事録を町のホームページに掲載することになっております。本会もその対象になり、どのような議論がされたか要旨を抜粋して、議事録をホームページに掲載させていただくことにご了承いただきたいと思います。

また、議事録の内容につきましては、委員の皆様の確認が必要となります。後ほど、会長から議事録署名委員が指名されますので、3名の方でご確認していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、これからの審議会の進行については、会長をお願いします。

会長：それでは、ただ今から議事の進行をさせていただきます。会議録署名委員の指名ですが、高桑利明委員と千野幸男委員を指名いたします。

後日、事務局が本日の会議録に署名に伺いますので、よろしくをお願いします。

次第に従いまして、議題（1）始めに審議会の趣旨説明について、事務局より説明をお願いします。

事務局：～障害者福祉審議会の条例について～

資料1を参考に議事（1）説明

会長：説明が終わりました。ご質問がございましたら、賜りたいと思います。質問がないようですので、次に進みたいと思います。

会長：それでは、次の議題（2）障害者福祉計画に係る平成21年度状況報告について説明をお願いします。

事務局：～障害者福祉計画に係る平成21年度状況報告について～

資料2を参考に議事（2）説明

会長：説明が終わりました。ご質問がございましたら、賜りたいと思いま

す。

委員：実際に昨日まで健康であって明日から健康かどうか分からないですよ。（訪問入浴サービスで）1件とか数字が出ていますが、サービスを利用せず、家族の方が介護されている場合が多いと思います。対象となるかどうかは、役場で審査を受けてもらう必要がありますか。

事務局：訪問入浴サービスについてご利用できる方は、身体障害手帳1～3級の方で体幹機能障害等により自力での入浴が困難な方と制限がありますので、ご家族の方がご利用されたいと申請があった段階で申請書と必要書類を提出していただきサービスを決定しています。障害者自立支援法のサービスにつきましては、区分判定調査を行い、介護保険と同様に障害の程度区分を決定し、その区分にあわせてサービスの量、利用できるサービスを決定しております。

委員：そういうサービスの申請をしてくださいということを広報などで分かりやすく掲載していますか。

事務局：年度当初に全戸配布している暮らしのガイドブックに掲載しています。同様の内容をホームページにも掲載しています。また、委員につきましては、今年度から身体障害者相談員をしていただいておりますので、役場窓口でのサービスにつなげていただきたいと思います。

委員：身体障害者相談を総合福祉センターしいの木で第2火曜日に実施していますが、相談に見える方はほとんどいません。こちらから訪問して世間話みたいに、どうですかとお尋ねするしかないと思いますが、情報の開示の問題で訪問することもなかなか難しいです。相談件数は、町の窓口でも少ないですか。広報を見て電話をかけてくる人が多いと思うのですが。実際には、各家庭でサービスと同じことをされていてサービスを受けていない家庭が多いと思います。このままでいいのでしょうか。町は、どうお考えですか。もっと困っている人がいるような気がします。

事務局：確かに障がいを持たれた方は、ご家族も大変だと思います。障がいを持たれた方については、まずは障害認定から始まります。手帳交付申請受付も福祉課でやっておりますので、手帳交付の時にサービスの話をするのが一番いいと思っております。

委員：手帳交付なんですけど、長くて半年、短くても3ヶ月以上かかります。そういうのは、もう少し簡素化できないですか。面倒なので、認定されなくてもまあいいやとあきらめてしまう人がいると思います。町としてはどう考えていますか。

事務局：身体障害者手帳の交付は全国一律の認定基準になりますので、通常は障がいが発生して6ヶ月経過した段階で申請となりますので、申請の段階で日常生活に不便を感じる方についてはサービスにつなげるということになります。

委員：この期間については、なかなかネックになっているところだと思います。

会長：委員が言われたとおり、確かに潜在的に障がいを持ってみえる方は多いと思います。まず、第1にどういうサービスがあるか知らない人が多いと思います。それから、先ほど言われた、面倒で時間がかかることが多いと思います。一番行政として手を差し伸べてほしいのは、こういうサービスがあるということをPRしてほしいということです。町は、個人情報保護法等の縛りで、個々の情報を提供できない状況を説明されますが、このことについては、町が今後一生懸命やっていただくということでもよろしいでしょうか。個人情報等の関係もあって壁は厚いです。どうやって今後その壁を打破していくかは、今後福祉団体、社会福祉協議会、町、民生委員さんも協力していただいてやっていくことが大事だと思います。

委員：第2火曜日に心配ごと相談をやっていますが、以前は相談がけっこうありましたが、最近は相談が少なくなっているのが現状です。「社会福祉協議会に聞いてみなさいよ。」「民生委員さんに聞いてみなさいよ。」と声をかけるなどして、気軽に相談に来ていただけることが、広報よりも効果があると思います。

会長：そうですね。広報など読み物は、なかなか読む人が少ないと思います。行政の広報をしているというPRに使われていることもあると思います。団体のみなさまが相談を聞いて手をさしのべていただくことがこれからは必要だと思います。町と一緒にやっていくしかないと思います。

委員：今お話を伺ってますと、相談コーナーにある広報の点字版ですが、たぶん読まれる件数はないんだろうなと思いながら打っているのですが、気楽に相談に来れない状況が人間対人間の中であって活用されていないのがすごく残念に思います。私は、点字で視覚障がい者の方のボランティアをしています、目の見えない方は除外されているように感じます。町の方からこういうものを点字版で作ってくださいと依頼されれば広報以外にも作ります。社協よりも点字版にしていますし、年1回のガイドブックでも点字版の依頼があれば喜んで作ります。残念なのは、交流をしている方が3人しかいないことです。町に視覚障がい者の方の情報がほしいと言ったところ、個人情報関係でお名前は教えられないとのことでした。大きな町ではありませんから、視覚障がい者の人たちだけを対象に特別なサービスをしなければいけないということはないと思うのですが、例えば年3回社教センターでコンサートをやってますね。1回だけでいいですから目の見えない方を対象にしてほしいです。目の見えない方は、耳は聞こえます。視覚障がい者の方は、会場に行くのが難しいので迎えに行く等して積極的に動いて頂きたいと思います。目の見えない方は、映画も見ることができます。名古屋市にある「ライトハウス」というところでは、視覚障がい者の方も映画を見ることができます。しかし、家の中で閉じこもってみえる方が多いです。

委員：高齢者の調査は、一昔前は、駐在さんがくまなく回って調査していたので、今問題になっているようなことはなかったです。個人情報の壁があり、近所づきあいがなかなかできない状況にあります。

会長：豊山町だけで個人情報の壁を打破するのは難しいです。ただ民生委員さんには、情報を流してもいいと思います。守秘義務があり、民生委員さんには、個人情報を出してもいいと思います。一連の手続きをすれば豊山町も「個人情報保護審査会」という審査会があるはずですが、ある部分までは、手続きをすれば出してもいいという範囲があるはずですが、最初から自分たちで情報を出さないと決め付けてしまっているのではないのでしょうか。町の方がもっと勉強していただいて、一連の手続きを踏み情報を出していったいいと思います。

事務局：町が持っている情報の中には、まずひとつは、個人情報で例えば手帳の交付数のような、手帳に関連する情報があります。実際に情報は、各

所管で持っており、基本的に他の部署とつきあわせをしてはいけないものです。もうひとつは、情報公開で、申請によりどこまで情報を出せるかというところが難しいです。個人がどういう障がいを持っているかは、情報を請求されても出すことができない部分です。人数とか、数は出すことはできますが、内容については、出すことができない部分になります。さきほど情報公開の問題で会長がおっしゃられたように、不服であれば審査会がありますので、そちらに提案していただくということになります。以前、特別支援教育の関係で就学指導委員会の情報を出してほしいという申請があり、情報公開されました。就学指導委員会で判定するのですが、会議の議事録は委員さんの名前を伏せて情報公開した記憶があります。もうひとつは、障がい児の個票の写しを出してほしいとのことでしたが公開できない部分は消して公開されました。出来る限り公開できる部分は公開しますが、すべて公開することは難しいということをご了承願いたいと思います。

委員：心身障害者福祉協会には、会員が160名います。名前は、分かりませんが年齢やどこが悪いのか等はわかりません。それで、きめの細かいサービスが出来ますか。特に精神障がいのある方は、隠したがりませぬ。会自体が成り立たなくなります。特別なことがある人は、町に相談して町が手をうたないといけないと思います。

会長：町も調べようとするとなんの権限があつて聞きにきたのか。と逆にいわれることがあるかもしれませんね。

委員：ただできないと言って、行政は何もしないではいけないと思います。こういう会があります等とコンタクトをとっていただきたいです。そこで断られたらその方は、シャッターを下ろしていると思うしかないですね。

事務局：障がいのある方が窓口に来られてボランティア団体を紹介してほしいということがあれば紹介させていただくことができます。

委員：障がいのある方から行くのではなくて、障がいのある方にお電話かけてくださいと言ったらやっていただけるのですか。視覚障がい者の方はなかなか歩くのが難しいので歩いて役場まで行くことができないのです。

会 長：町のほうは、まだそこまで詰めていないと思います。県や国もそこま  
では、詰めていないと思います。

委 員：ただ名古屋市の場合は、内容を積極的に流しているようです。パソコン  
を使える人にはパソコンで、使えない人には、文章を送っているよう  
です。ご存知の方は、県の行事をよく知っています。現在交流のある3  
名の方のうち2名の方はそこを通じて情報を得て、港区まで出かけたり  
しています。積極的な方はいいのですが。小さな町ですので、もう少し  
きめ細かく動いていただけるとありがたいと思います。

委 員：今「小さい町」というお言葉が出ましたが、以前は、個人情報保護条  
例ができるまでは民生委員には台帳がありました。民生委員は、家庭の  
状況が台帳から分かり、新しくみえた方は、家族構成等すべてわかりま  
した。ただ、守秘義務があるので他の人には、話しませんが。健康状態  
も分かりました。個人情報保護条例ができてからは、台帳はすべて返却  
しました。

会 長：いろいろありがとうございました。今日は、第1回目でしたが、審議  
会の核心に触れる部分の話ができたと思います。今後そういった中で審  
議会の議題が出てくると思います。

次のその他に入りたいと思います。何かございますか。

事 務 局：特にございません。

会 長：これもちまして第1回障害者福祉審議会を閉会させていただきます  
す。

ご協力ありがとうございました。

上記のとおり、第1回豊山町障害者福祉審議会の議事の経過及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び出席者2名が署名する。

平成22年9月24日

会 長 池 山 武 志

署名人 高 栞 利 明

千 野 幸 男